

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月15日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第3号

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中「5」を「6」に改める。

(京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則(令和5年3月29日京都市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち別表の改正規定中「5」を「6」に、「1」を「2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(施行日の前日までに採用された会計年度任用管理用務員の号給の調整)
- 2 施行日の前日までに第1条の規定による改正前の京都市立学校管理用務員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)別表(2)の項に掲げる者として採用された会計年度任用管理用務員の号給については、この者が施行日において新たに第1条の規定による改正後の京都市立学校管理用務員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表(2)の項に掲げる者として採用されたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 3 施行日の前日までに改正前の規則別表(1)の項に掲げる者として採用された会計年度任用管理用務員(施行日の前日の号給が5号給である者に限る。)の号給については、この者が施行日において新たに改正後の規則別表(1)の項に掲げる者として採用されたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 4 施行日の前日までに改正前の規則別表(1)の項に掲げる者として採用された会計年度任用管理用務員(前項の規定の適用を受ける者を除く。)の号給については、前項の規定の適用を受ける者との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことが

できる。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)